

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等に関する 特記仕様書

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

実施にあたっては、以下の静岡県ホームページ（※）に掲載する「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等の運用」に基づき実施することとする。

（※）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsuko.ji/1003485/1082525.html>

《静岡県トップページ＞県政情報＞入札・公募・公売＞入札情報（建設工事）＞建設業のひろば入札・契約＞中東情勢関連県発出通知等＞中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等について》

- 2 調達検討資材は、ナフサを由来とする建設資材のうち、本工事で調達する資材に限り、監督員と協議し対象を決定するものとする。
- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする（別添様式1）。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（別添様式2及び実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の協議対象とする。